

兵庫県営住宅の指定管理者候補者の選定について

阪神南地区(尼崎市、西宮市、芦屋市)の県営住宅について、平成29年8月から指定管理者を公募していましたが、次のとおり指定管理者候補者を選定したので、お知らせします。

今後は、地方自治法の規定に基づき、兵庫県議会での議決を得て、知事が指定する予定です。

1 指定管理者候補者

地区名	指定管理者候補者
阪神南地区 (尼崎市、西宮市、芦屋市)	申請者：(株)東急コミュニティー 所在地：東京都世田谷区用賀4丁目10番1号 代表者：代表取締役社長 雑賀 克英

2 指定管理期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで(5年間)

3 選定方法

(1) 予備審査

全ての応募者について、申請書類が揃っており、応募資格を満たしていることを確認した。

(2) 選定委員会における審査

公平・公正な選定を確保するため、学識経験者等で構成する「兵庫県営住宅指定管理者候補者選定委員会」を設置し、応募者と提案内容を総合的に審査し、第1位(優先交渉権者)と次点の2者を選定した。

(選定委員会委員)

氏名	役職	備考
小森 星児	神戸商科大学名誉教授	委員長(互選)
野崎 隆一	(株)遊空間工房代表取締役	
柴田 眞里	弁護士	
宇田名保美	中小企業診断士	
飯塚 功一	兵庫県県土整備部住宅参事	

(3) 選定会議での候補者の決定

選定委員会における審査結果を受け、県の内部に設置している「兵庫県営住宅指定管理者候補者選定会議」において、指定管理者の候補者を選定した。

4 選定委員会における審査結果

審査基準	配点	A (候補者)	B (次点)	C
公の施設の管理の業務に関する計画	675	582	514	487
公の施設の管理に必要な経理的基礎及び技術的能力	125	114	103	99
新たな提案等	200	184	160	155
指定管理料	250	233	231.5	250
合 計	1,250	1,113	1,008.5	991

<優先交渉権者の選定理由>

公営住宅の特性を十分に理解し、これまでの実績及び経験に基づく実行性のある適正な提案内容となっている。県民サービスの向上においては、きめ細やかな窓口業務や、将来を見据えた自治会支援、高齢者の日常の不安に常時対応出来る体制整備など創意工夫ある提案がなされているほか、家賃収納業務や入居促進策においても、優れた取組みが示されるなど、積極的な事業提案内容となっている。

5 応募者一覧表 (五十音順)

	申請者
1	神鋼不動産ジークレフサービス(株)
2	(株)東急コミュニティー
3	日本管財(株)